**重要事項説明書**

当事業所はご契約に対して訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

介護保険サービス利用の方は原則として要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が対象となります。尚、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

|  |
| --- |
| ◆◇　目次　◇◆　１．事業者（法人）の概要２．事業者の概要３．事業所の職員体制４．営業日及び営業時間５．提供するサービスの内容６．サービス利用料及び利用者負担について７．事業者におけるサービス提供方針８．サービス提供の記録等９．利用者負担額１０．キャンセル１１．秘密保持１２．相談窓口、苦情対応１３．事故発生時の対応１４．ハラスメント防止に関する対応１５．虐待防止に関する事項１６．その他 |

**重要事項説明書**

1. **事業者（法人）の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 | 有限会社　共栄調剤薬局 |
| 主たる事務所の所在地 | 宮崎県延岡市柳沢町2丁目3番地２ |
| 代表者（職名・氏名） | 代表取締役　　原田 朋保 |
| 設立年月日 | 平成　9年　 4月 |
| 電話番号 | ０９８２－２３－１９３３ |

1. **事業所の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 | 訪問看護ステーションえん |
| 所在地 | 宮崎県日向市伊勢ケ浜１１９番地 |
| 電話番号 | ０９８２－５７－３２８２ |
| 指定年月日・事業所番号 | 令和　3年　10月　14日　指定 | ４５６０６９００５１ |
| 管理者名 | 請関 千寿子 |
| サービス提供地域 | 日向市　・　門川町 |

1. **事業所の職員体制**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 従事するサービス内容等 | 人員 |
| 管理者 | 管理者は業務全体を一元的に管理します。 | １名（常勤） |
| 看護師 | 主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。 | 2名（常勤）0名（非常勤） |
| 理学療法士作業療法士 | 主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。 | 1名（常勤）０名（非常勤） |

1. **営業日及び営業時間**

|  |  |
| --- | --- |
| 営業日 | 営業時間 |
| 月曜日～金曜日までただし、祝日（振替休日を含む）及び盆休み（８月１３日～８月１５日）、年末年始（１２月３０日～１月３日）は除きます。 | ８時～１７時まで |

　　　※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

**５．提供するサービスの内容**

　　（１）健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）

　　（２）日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）

　　（３）在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）

※訪問看護事業所における、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問は看護業務の一環としてリハビリテーションを行っているものであり、看護職員の代わりに実施しているという位置づけになります。

　　（４）療養上の世話や介護方法の指導

　　（５）カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護

　　（６）生活用具や在宅サービス利用についての相談

　　（７）終末期の看護

**６．サービス利用料及び利用者負担　⇒　別紙参照**

**７．事業所におけるサービス提供方針**

（１）指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。

　　（２）指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

（３）指定訪問看護の実施にあたっては、理学療法士によるリハビリのみのサービス提供ではなく、看護師によるサービスを定期的（3か月に1回以上）の提供とさせていただき、全身状態の観察、及び身体評価並びにアセスメント情報を共有し、訪問看護計画及び報告書に反映し継続支援できるように支援いたします。ただし、複数の指定訪問看護の実施に関してはその限りではありません。

**８．サービス提供の記録等**

　　（１）サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。

　　（２）事業者は一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。

　　（３）事業者は、前期に「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了から５年間は適正に保管し、ご利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担（有限会社　共栄調剤薬局の規定に準ずる）によりその写しを交付します。

**９．利用者負担金**

　　（１）利用者からいただく利用者負担金は別紙のとおりになります。

　　（２）この金額は、指定訪問看護の場合は医療保険制度に基づく金額になります。訪問看護・介護予

防訪問看護の場合は介護保険の法定利用料金になります。

（３）医療保険対象外の実費は全額自己負担になります。介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）

（４）口座引き落としでのお支払いは、毎月２0日にご指定の金融機関の口座から引き落としとなり

ます。現金払いでのお支払いは、請求書、領収書を作成いたします。

**１０．キャンセル**

　　サービスの利用を中止する際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

　　　**ステーション名　：　訪問看護ステーションえん　　連絡先　：　０９８２-５７-３２８２**

利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。

当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし利

用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

　　　**キャンセル料金　：　上記以外の場合は所定料金の１割を徴収させて頂きます。**

**１１．秘密保持**

　　事業所及び看護師等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。但し、訪問看護

計画作成や市町村の実施する保健福祉サービスの連携をするにあたり、関係者に開示しなければな

らない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

**１２．相談窓口、苦情対応**

　　　事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 電話番号 | ０９８２－５７－３２８２ | FAX番号 | ０９８２－５７－３２１５ |
| 担当者 | 請関　千寿子 |
| その他 | 相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。 |

　　　サービスに関する相談や苦情対応ついては、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 苦情受付機関 | 宮崎県日向市高齢者あんしん課 | 電話番号：０９８２－５２－２１１１ |
| 宮崎県門川町役場健康長寿課 | 電話番号：０９８２－６３－１１４０ |
| 宮崎県国民健康保険団体連合会 | 電話番号：０９８５－３５－５３０１ |

**１３．事故発生時の対応**

万が一、訪問時に事故が発生した場合は、「事故発生時マニュアル」に則り、速やかに主治医又は御家族へ報告し、必要な処置を講じます。

**１４．ハラスメント防止に関する対応**

事業所は適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職員において行われる性的な言動又は優越

感な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものまた、取引先等や顧

客からの著しい迷惑行為（暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等）により当該事業所の従

業員の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

**１５．虐待防止に関する事項**

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。

①虐待を防止するための従事者に対する研修の実施

②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③その他、虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に

養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市

町村に通報するものとします。

**１６．その他**

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

1. 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
2. 看護師等は、介護保険制度上又は健康保険法に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
3. サービス提供にあたって、特定の職員のみによる恒久的なサービス提供（＝担当制）に関する要望に対しては一切応じることはできません。
4. 訪問看護指示書作成・更新にあたって、主治医医療機関より別途請求される文書作成料は、ご利用者様のご負担となります。
5. 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

**訪問看護サービス契約書**

当事業所のご契約に対して訪問看護サービスを行います。提供されるサービスの計画内容を次の通り説明します。

|  |
| --- |
| ◇◆　目次　◆◇第１条：契約の目的第２条：契約期間　第３条：訪問看護計画書の作成等第４条：主治医との関係第５条：サービス提供の記録等第６条：利用者負担金及びその滞納第７条：利用者の解約等第８条：事業者の解除第９条：契約の終了第１０条：事故時の対応第１１条：秘密保持第１２条：苦情対応第１３条：契約外条項 |

**訪問看護サービス契約書**

　　　　　　　　　　様（以下「利用者」と略します）と、訪問看護ステーションえん（以下「事業者」と略します）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

**第1条：契約の目的**

1. 事業者は、健康保険法等の関係法令・介護保険法の関係法令及びこの契約書に従い、利用者の療養生活の支援と診療の補助を行い可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、対象となる訪問看護サービスを提供します
2. それぞれのサービス内容の詳細は、別紙に記載のとおりです。

**第2条：契約期間**

（医療保険の場合）

　　１．この契約期間は、契約締結の日から利用者の終了の意思表示をされるまでの期間とします。ただし第9条に定める契約終了行為があった場合は、その定める日までとします。

　　　（介護保険の場合）

　　１．本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

　　２．上記の契約期間は、契約満了の７日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

**第3条：訪問看護計画の作成等**

（医療保険の場合）

1. 事業者は、主治医の指示書、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえ、利用者のサービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した「訪問看護計画」等を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
2. 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに「訪問看護計画書」等の変更等の対応を行います。

（介護保険の場合）

1．事業者は、主治医の指示書、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえ、利用者の居宅サー

ビス計画（ケアプラン）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サー

ビス内容等を記載した「個別サービス計画」として「訪問看護計画書」を作成し、これに従って

計画的にサービスを提供します。

２．事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問看護計画書」等の変更等の対応を行います。

　　３．事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

**第4条：主治医との関係**

　　１．事業者は、利用者に対してサービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受け取ります。

　　２．事業者は、主治医に「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

**第５条：サービス提供の記録等**

　　１．事業者は、医療保険利用者に対してサービスを提供する際には、当該サービスの提供日、内容及び医療保険と診療報酬等又は介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。

　　２．事業者はサービスの提供に関する「訪問看護記録」等を整備し、サービス終了日から5年間保存します。

　　３．利用者は、事業者に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面、その他のサービスの提供に関する記録の閲覧、謄写を求めることができます。ただし、謄写に関しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求する場合があります。

**第6条：利用者負担金及びその滞納**

　　１．当該サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。ただし、契約有効期間中に健康保険法等の関係法令の改定、介護保険等の関係法令の改定により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合は、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

　　２．利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用負担金２ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わない時に限り、文書により契約を解除することができます。

３．介護保険利用者について事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画を変更し、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うように要請するものとします。

**第7条：利用者の解約等**

　　１．利用者は、7日以上の予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日契約は解約されます。

　　２．利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合、その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

**第8条：事業者の解除**

（医療保険の場合）

　　１．事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は、利用者の主治医等と協議し、利用者に不利益が生じないように必要な処置をとります。

　　　（介護保険の場合）

　　１．事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文章を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合は、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所にその旨を連絡します。

**第9条：契約の終了**

　　１．利用者が介護保険施設への入所や病院への入院等により、概ね１ヶ月以上にわたり、この契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合には、この契約が終了するものとします。この場合には、事業者は速やかに利用者に通知します。

**第10条：事故時の対応**

１．事業者は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や利用者の家族に連絡し、その他適切な措置を迅速に行います。

　　２．事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

**第11条：秘密保持**

１．事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

２．事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、市町村の実施する保健福祉サービスや居宅介護支援事業者との連携をするにあたり、その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

**第12条：苦情対応**

１．事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

２．事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

**第13条：契約外条項**

　　１．この契約及び健康保険等及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

　　２．この契約書は、医療保険・介護保険を対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

**医療保険での訪問看護サービスに係る加算同意書**

□特別管理加算

　特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

|  |  |
| --- | --- |
| 特別な管理のうち重症度等が高い場合 | 特別な管理を要する場合 |
| （ア）在宅悪性腫瘍患者等指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者 | 1. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者

（イ）人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者（ウ）真皮を超える褥瘡の状態にある者（エ）在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者 |

□24時間対応体制加算

　利用者又はその家族に対して24時間連絡をできる体制にあり、必要に応じ緊急訪問看護を行う体制に

ある場合1月に1回加算されます。

□退院時共同指導加算

　保健医療機関、介護老人保健施設若しくは介護医療院入院・入所中に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回の（特別な場合は2回）加算されます。

□特別管理指導加算

　退院後、特別な管理が必要な方（上記「特別管理加算」参照）に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます。

□退院支援指導加算

　診療により、退院日当日の訪問看護が必要であると認められ訪問し療養上の指導を行った場合に加算されます。

□長時間訪問看護加算

　特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となるとき、1回の訪問看護につき加算されます。

□複数名訪問加算

　一つの事業所から同時に複数の看護師等または看護補助者が一人の利用者に訪問看護を行ったとき、且つ、所定の要件を満たした場合加算されます。

□夜間・早朝訪問看護加算

　夜間（午後６時～午後１０時までの時間）、早朝（午前６時～午前８時までの時間）に訪問看護を実施した場合に加算されます。

□深夜訪問看護加算

　深夜（午後１０時～午前６時までの時間）に訪問看護を実施した場合に加算されます。

□ターミナルケア療養費Ⅰ．Ⅱ

　ターミナルケアを行った場合に加算されます。

□緊急訪問看護加算

　利用者または家族の求めに応じ、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急訪問を行った時に1日に1回加算されます。

□在宅患者緊急時カンファレンス加算

　通院が困難な状態での急変等に伴い、医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員等と共同で利用者宅に赴き、カンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合には、在宅患者緊急時当カンファレンス加算として、月2回まで加算されます。

□在宅患者連携指導加算

　利用者（または家族等）の同意を得て、医師、歯科医師、薬剤師等と月2回以上文書（電子メール、ファクシミリでも可）により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に月1回加算されます。

□訪問看護情報提供療養費Ⅰ．Ⅱ．Ⅲ

　１．市町村等からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に係る保険福祉サービスに必　　　　　要な情報提供を行った場合加算されます。

　２．厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の入学時、転校時等に義務教育諸学校からの求めに応じ情報の提供を行った場合加算されます。

　３．保険医療機関等に入院、入所にあたり、主治医に訪問看護に係る情報提供を行った場合加算されます。

**訪問看護料金【医療保険】（令和6年6月1日）**

**<保険単位と基本料金法>**

|  |  |
| --- | --- |
| 後期高齢者（75歳以上） | 1割、現役並み所得者の方は3割 |
| 健康保険 | 国民健康保険 | 高齢受給者（70歳～74歳） | 2割、現役並み所得者の方は3割 |
| 一般（70歳未満） | 3割（6歳未満は2割） |

**<基本利用料金明細>**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 料金 | 利用者負担額 |
| 1割 | 2割 | 3割 |
| 訪問看護基本療養費Ⅰ（1日につき） | 保健師、助産師または看護師による訪問 |
| 週3日目まで | 5,550円 | 555円 | 1,110円 | 1,665円 |
| 週4日目以降（厚生労働大臣が定める疾病等看護師の場合） | 6,550円 | 655円 | 1,310円 | 1,965円 |
| 准看護師による訪問 |
| 週3日目まで | 5,050円 | 505円 | 1,010円 | 1,515円 |
| 週4日目以降 | 6,050円 | 605円 | 1,210円 | 1,815円 |
| 理学療養士・作業療法士または言語聴覚士による訪問 | 5,550円 | 555円 | 1,110円 | 1,665円 |
| 訪問看護基本療養費Ⅱ（1日につき）（同一建物居住者） | 保健師、助産師または看護師による訪問 |
| 週3日目まで | 2,780円 | 278円 | 556円 | 834円 |
| 週4日目以降（厚生労働大臣が定める疾病等看護師の場合） | 3,280円 | 328円 | 656円 | 984円 |
| 准看護師による訪問 |
| 週3日目まで | 2,530円 | 253円 | 506円 | 759円 |
| 週4日目以降 | 3,030円 | 303円 | 606円 | 909円 |
| 理学療養士・作業療法士または言語聴覚士による訪問 | 2,780円 | 278円 | 556円 | 834円 |
| 訪問看護基本療養費Ⅲ（在宅療養に備えた外泊時） | 入院中に1回　厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回 | 8,500円 | 850円 | 1,700円 | 2,550円 |
| 複数名訪問看護加算（週1回、1日につき） | 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合 |
| 同一建物内1人 | 4,500円 | 450円 | 900円 | 1,350円 |
| 同一建物内2人 | 4,500円 | 450円 | 900円 | 1,350円 |
| 同一建物内3人以上 | 4,000円 | 400円 | 800円 | 1,200円 |
| 准看護師の場合 |
| 同一建物内1人 | 3,800円 | 380円 | 760円 | 1,140円 |
| 同一建物内2人 | 3,800円 | 380円 | 760円 | 1,140円 |
| 同一建物内3人以上 | 3,400円 | 340円 | 680円 | 1,020円 |
| 難病等複数回訪問加算（週4日以上訪問できる方） | 1日2回 | 4,500円 | 450円 | 900円 | 1,350円 |
| 1日3回以上 | 8,000円 | 800円 | 1,600円 | 2,400円 |
| 早朝・夜間加算（6時～8時・18時～22時、1日1回につき） | 2,100円 | 210円 | 420円 | 630円 |
| 深夜加算（22時～6時） | 4,200円 | 420円 | 840円 | 1,260円 |
| 訪問看護管理療養費2（1日につき） | 月の初日 | 7,440円 | 744円 | 1,488円 | 2,232円 |
| 2日目以降 | 2,500円 | 250円 | 500円 | 750円 |

**＜病状によって下記の料金が加算されます＞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 料金 | 利用者負担額 |
| 1割 | 2割 | 3割 |
| 長時間訪問看護加算（週1回まで）（15歳未満の超重症児または準超重症児は週3回まで） | 5,200円 | 520円 | 1,040円 | 1,560円 |
| 特別管理加算（1月につき） | 利用者の状態によりⅠまたはⅡ | Ⅰ　5,000円 | 500円 | 1,000円 | 1,500円 |
| Ⅱ　2,500円 | 250円 | 500円 | 750円 |
| 退院時共同指導加算（1月につき（利用者の状態に応じ2回を限度）） | 8,000円 | 800円 | 1,600円 | 2,400円 |
| 特別管理指導加算 | 2,000円 | 200円 | 400円 | 600円 |
| 退院支援指導加算（週4日以上訪問できる方） | 6,000円 | 600円 | 1,200円 | 1,800円 |
| 在宅患者連携指導加算（1月につき） | 3,000円 | 300円 | 600円 | 900円 |
| 在宅患者緊急時等カンファレンス加算（1月につき2回） | 2,000円 | 200円 | 400円 | 600円 |
| ターミナルケア療養加算 | 25,000円 | 2,500円 | 5,000円 | 7,500円 |

**＜利用者のご希望により契約された場合は下記の料金が加算されます＞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 料金 | 利用者負担額 |
| 1割 | 2割 | ３割 |
| 24時間対応体制加算（1月につき） | 6,800円 | 680円 | 1,360円 | 2,040円 |
| 緊急時訪問看護加算（1日につき月14目まで） | 2,650円 | 265円 | 530円 | 795円 |
| 緊急時訪問看護加算（1日につき月15日目以降） | 2,000円 | 200円 | 400円 | 600円 |
| 情報提供療養費（1月につき） | 1,500円 | 150円 | 300円 | 450円 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 料金 | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 乳幼児加算（6歳未満） | 1,800円/日 | 180円 | 360円 | 540円 |

**＜保険適用外料金＞　　【医療、介護共通】　　（令和6年6月1日現在）**

|  |  |
| --- | --- |
| エンゼルケア | 20,000円 |
| キャンセル料（前日営業内にご連絡いただけなかった場合） | 所定の料金の1割徴収 |

**＜保険適用外料金＞**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 時間内8～18時 | 早朝：6時～8時夜間：18時～22時 | 深夜22時～6時 |
| 平日（月～金）30分未満 | 5,000円 | 6.300円 | 7.500円 |
| 土・日・祝祭日30分未満 | 6,300円 | 7.900円 | 9.400円 |
| 平日（月～金）30分以上60未満 | 8,800円 | 11.100円 | 13,300円 |
| 日・祝祭日（８月13～15日・１２月30～1月3）30分以上60分未満 | 11,100円 | 13,900円 | 16,600円 |
| 超過時間利用料 | 1,800円（1回のご利用が90分を超えた場合）（30分毎） |

※ただし、介護、医療契約を行っている利用者様に対しては、2分の1の料金でご利用頂けます。

**<交通費>**

|  |  |
| --- | --- |
| 通常の事業の実施地域を超える場合 | 5Km以内：500円　・　10Km以内：1000円 |

※通常の事業の実施地域とは・・・日向市、門川町

**介護保険での訪問看護サービスに係る加算同意書**

□特別管理加算

　特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

|  |  |
| --- | --- |
| 特別管理加算（Ⅰ）（重症度が高い） | 特別管理加算（Ⅱ） |
| ・在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理・気管カニューレを使用している状態・留置カテーテルを使用している状態 | 在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法訪指導管理在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理在宅肺高血圧症患者指導管理人工肛門、人工膀胱を設置している状態真皮を超える褥瘡の状態点滴注射を3回以上行う必要があると認められる状態 |

□初回加算

　新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護（リハビリテーション）を提供した場合に加算されます。

　要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合でも加算されます。

□緊急時訪問看護加算

　利用者又はその家族に対し24時間連絡体制にあり必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合に1月に1回加算されます。

□退院時共同指導加算

　病院、診療所を退院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中または入所中の利用者に対し、退院・退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。

□ターミナルケア加算

　ターミナルケアを行った場合に加算されます。

□長時間訪問看護加算

　特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分となるとき、1回の訪問看護につき加算されます。

□複数名訪問加算

　下記のいずれかの条件を満たし、一つの事業所から同時に複数の看護師等が一人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

　①利用者の身体的理由により、一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

　②暴力行為、迷惑行為等が認められる場合

　③その他利用者の状況等から判断して、上記の①②に準ずると認められる場合

　〇複数名訪問加算（Ⅰ）

　　　２人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合

　〇複数名訪問看護（Ⅱ）

　　　看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合

□早朝・夜間・深夜の訪問看護加算

　夜間（18時～22時）と早朝（6時～8時）は25/100、深夜（22時～翌日6時）は50/100

に訪問をした場合

□看護・介護職員連携強化加算

　看護師又は、准看護師が訪問介護事業所と連携し、痰の吸引などが必要な利用者に関する計画の作成や訪問介護職員への助言などの支援をした場合

**訪問看護料金表【介護保険】**（令和 6 年 6 月1 日現在）

**《要介護》** 1 割または所得によって2 割、3 割の負担となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 費用額(１０割) | **利用者負担額** |
| １割 | ２割 | ３割 |
| 訪問看護Ⅰ1（20 分未満） | 3,140円 | 314円 | 628円 | 942円 |
| 訪問看護Ⅰ2（30 分未満） | 4,710 円 | 471円 | 942円 | 1,413円 |
| 訪問看護Ⅰ3（30 分以上60 分未満） | 8,230円 | 823円 | 1,646円 | 2,469円 |
| 訪問看護Ⅰ4（60 分以上90 分未満） | 11,280円 | 　1,128円 | 2,256円 | 3,384円 |
| ※1訪問看護Ⅰ5（1 回20 分） | 2,940円 | 294円 | 588円 | 882円 |

**《要支援》** 1 割または所得によって2 割、3 割の負担となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 費用額（10割） | **利用者負担額** |
| 1割 | 2割 | 3割 |
| 介護予防訪問看護Ⅰ1（20 分未満） | 3,030円 | 303円 | 606円 | 909円 |
| 介護予防訪問看護Ⅰ2（30 分未満） | 4,510円 | 451円 | 902円 | 1,353円 |
| 介護予防訪問看護Ⅰ3（30 分以上60 分未満） | 7,940円 | 794円 | 1,588円 | 2,382円 |
| 介護予防訪問看護Ⅰ4（60 分以上90 分未満） | 10,900円 | 1,090円 | 2,180円 | 3,270円 |
| ※1介護予防訪問看護Ⅰ5（1 回20 分） | 2,840円 | 284円 | 568円 | 852円 |

※1理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問。

准看護師による訪問は上記料金の90/100で算定。

**<その他加算>**

〇**早朝**(午前6時～午前8時)または夜間(午後6時～午後10時)の訪問の場合 上記単位数の25%増

○**深夜**(午後10時～ 午前6時)の訪問の場合 　　　　　　　　　　　　 上記単位数の50%増

※緊急時訪問看護加算を算定している利用者は1月以内の2回目以降の夜間帯の緊急時訪問を行った場合、2回目から算定。

**＜病状によっては下記の料金が加算されます＞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 費用額（１０割） | **利用者負担額** |
| １割 | ２割 | ３割 |
| 特別管理加算 | 5,000円 | 500円 | 1,000円 | 1,500円 |
| 2,500円 | 250円 | 500円 | 750円 |
| ターミナルケア加算 | 25,000円 | 2,500円 | 5,000円 | 7,500円 |
| 複数名訪問加算（３０分未満） | 2,540円 | 254円 | 508円 | 762円 |
| 複数名訪問加算（３０分以上） | 4,020円 | 402円 | 804円 | 1,206円 |
| 長時間訪問加算（所要時間の通算が１時間３０分を超えた場合） | 3,000円 | 300円 | 600円 | 900円 |
| 初回加算（Ⅰ）初回加算（Ⅱ） | 3,500円3,000円 | 350円300円 | 700円600円 | 1,050円900円 |
| 退院時共通指導加算 | 6,000円 | 600円 | 1,200円 | 1,800円 |

初回加算（Ⅰ）退院した日に初回の訪問を行った場合

初回加算（Ⅱ）退院した日の翌日以降に初回訪問を行ったっ場合

**<利用者のご希望により契約された場合は下記の単位が加算されます>　【介護、介護予防共通】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1回/月 | 費用額（10割） | **利用者負担額** |
| 1割 | 2割 | 3割 |
| 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）　　緊急時訪問看護加算（Ⅱ）　　 | 6,000円5,740円 | 600円574円 | 1,200円1,148円 | 1,800円1,722円 |

緊急時訪問看護加算（Ⅰ）1利用者またはその家族等から電話により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある

2 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている。

緊急時訪問看護加算（Ⅱ）（Ⅰ）1に該当するものであること。

**＜保険適用外料金＞　　【医療、介護共通】　　（令和6年6月1日現在）**

|  |  |
| --- | --- |
| エンゼルケア | 20,000円 |
| キャンセル料（前日営業内にご連絡いただけなかった場合） | 所定の料金の1割徴収 |

**<交通費>**

|  |  |
| --- | --- |
| 通常の事業の実施地域を超える場合 | 5Km：500円　・　10Km：1000円 |

※通常の事業の実施地域とは・・・日向市、門川町

【説明書類】

・重要事項説明書

・訪問看護サービス契約書

・医療保険での訪問看護サービスに係る加算同意書・料金表

・介護保険での訪問看護サービスに係る加算同意書・料金表

令和　　　年　　　月　　　日

【説明確認欄】　　私は上記のとおりについて説明を受け、同意し、交付を受けました。

　　　　　　　　　<利用者>　　　住　所

 　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　※上記代理人（代理人を選任した場合）

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者との続柄

【説明確認欄】　　以上のとおり上記の内容について文書を交付し、説明しました。

　　　　　　　　　<事業主>　　（事業者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　宮崎県延岡市柳沢町2丁目３番地２

　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所名　有限会社　共栄調剤薬局

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　代表取締役　　原田 朋保　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　（事業所名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　宮崎県日向市伊勢ケ浜１１９番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所名　訪問看護ステーション　えん

　　　　　　　　　　　　　　　　　管理者名　請関　千寿子　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　説明者　　氏名　　　　　　　　　　　 　印

**個人情報開示に関する同意書**

令和　　　年　　月　　日

有限会社　共栄調剤薬局

訪問看護ステーションえん

この度、訪問看護を利用するにあたり、下記の事項について私および私の家族の個人情報を開示することに同意いたします。

記

1. 利用者に緊急の必要性がある場合に関係機関等に利用者に関する心身の状況等の情報を提供すること、契約者並びにそれに付随して家族の情報を提供すること。
2. 在宅・各学校および利用者施設等と連携した訪問看護ケアを行うために必要情報開示を行うこと。
3. 訪問看護計画や市町村の実施する保健福祉サービスや居宅介護支援事業者との連携する時、又はサービスの質の向上を目的とした評価機関による審査のために、契約者およびその家族の個人情報を用いること。

　　　　　　　　　　　　　　利用者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　代筆者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

（続柄）

**緊急時（医療・介護）訪問看護利用申込書**

有限会社 共栄調剤薬局

訪問看護ステーションえん

令和　　　年　　　月　　　日

利用します

医療保険で契約：24時間電話連絡可能で、緊急時訪問看護を必要に応じて行います。

 （24時間対応体制）

介護保険で契約：24時間電話連絡可能で、主治医と相談の上、対応致します。

（24時間対応体制）

|  |
| --- |
| **緊急訪問を、必要に応じて依頼したいので、申し込みます。** |
| **利用者** | **住所** | **〒** |
| **氏名** | **印** |
| **代筆者** | **氏名** | **印**（続柄：　　　　　　　　　　　） |

**緊急時TEL**

**０８０－２７９８－５２４０**